

知的財産管理技能検定1級過去問題・解答解説(第16回・第17回)について

第25回(2016年11月6日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律および特許法等の一部を改正する法律に基づき、一部の解説内容について、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第24回	平成28(2016)年 7月10日(日)	平成28(2016)年1月1日
第25回	平成28(2016)年 11月6日(日)	平成28(2016)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第54号)
施行日	平成28(2016)年 1月 1日
参考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正 URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html

特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第55号)
施行日	平成28(2016)年 4月 1日
参考	特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律 URL : https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡〈受検対策〉➡〈読者サポートコーナー〉➡〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

■法改正による変更・修正

該当箇所	変更後
解答解説 P2 問 2 選択枝イ 最終行に本文追加	なお、特許電子図書館（IPDL）は 2015 年 3 月 20 日でサービスが終了し、新しい検索サービスとして、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）が開始されました。
解答解説 P2 問 2 選択枝ウ 上から 1～2 行目	2003 年 7 月以降の審査段階の情報や書類は、特許電子図書館（IPDL） <u>（現在は特許情報プラットフォーム（J-PlatPat））</u> の「審査書類情報照会」にて、…
解答解説 P7 問 9 選択枝イ 最終行に本文追加	なお、平成 27 年法改正により、従業者等がした職務発明について契約や勤務規則などで使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、職務発明が発生した時から使用者等に帰属することになりました(特 35 条 3 項)。
解答解説 P8 問 11 前文追加	平成 27 年法改正により、“相当の対価”は“相当の利益”に変わりましたが、相当の利益の内容を決定する基準の考え方は、相当の対価の決定基準の考え方と変わっていません（改正後の特 35 条 5 項）。したがって本肢の解説については、“対価”を“利益”と置き換えています。
解答解説 P8 問 11 選択枝ア 下線部分を変更	特許法 35 条 4 項にて定められた状況を考慮して <u>相当の利益を与える</u> ことが不合理と認められない限りは、職務発明規程などで設定した <u>内容が「相当の利益」として認められる</u> （特 35 条 5 項）。このため、職務発明規程などで、前述の不合理と認められないような <u>利益の内容の決定基準</u> を策定しておけば、 <u>利益の内容</u> に関する訴訟が提起されたとしても、想定外に高額を支払いを命ずる判決になる可能性は低い。 一方、職務発明規程などで、 <u>利益の内容の決定基準</u> を設けていない場合には、 <u>利益の内容</u> は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額などを考慮して定められる（特 35 条 5 項）。この場合、利益の内容に関する訴訟において、想定外に高額を支払いを命ずる判決を受けることもあり、会社としては経営の不安定要素を抱えることになり好ましくない。 部外秘の内規として運用した場合、使用者と従業者との間の協議や従業者からの意見の聴取が不十分だと、前述の不合理と認められて、 <u>利益の内容の決定基準</u> を設けていない場合と同様に扱われるおそれがあるため、適切とは言えない（特 35 条 5 項、7 項）。 参考：特許庁「新職務発明制度における手続事例集（平成 16 年 9 月）」22 ページ

該当箇所	変更後
解答解説 P8 問 11 選択枝エ 下線部分を変更	使用者等と従業者等との話し合いで合意に至らなかった <u>利益基準</u> を各従業者等に適用しても、実質的に協議が尽くされたと評価できる場合には、合意に至らなかったことだけで不合理だと認められる訳ではなく、 <u>利益</u> の額が不適切とされるとは限らない。 参考：特許庁「新職務発明制度における手続事例集（平成 16 年 9 月）」18 ページ
解答解説 P13 問 18 選択枝ア、イ 参考資料を変更	<参考> ・平成 27 年 9 月 30 日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第七部 第一章 1.1.1 http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm ・平成 27 年 10 月 1 日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第三部 第一章 2.2 http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm 改訂後の審査基準では、コンピュータ・ソフトウェア関連発明についての説明がなくなっていますが、上述のページでは、方法の発明やプログラムの発明であっても、全体としてみるとコンピュータソフトウェアを利用するものとして創作されたものは、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当する可能性があると書かれている。
解答解説 P14 問 19 選択枝イ 参考資料を変更	参考：平成 27 年 10 月 1 日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第三部 第二章 第 5 節 4.2
解答解説 P15 問 20 選択枝ア 下線部分を変更	国内優先権を主張した特許出願は、先の出願日（特許出願P）から 1 年 6 カ月後に出願公開される。（ <u>特 36 条の 2 第 2 項</u> における特許出願の日の定義、特 64 条）。
解答解説 P15 問 20 選択枝ウ 下線部分を変更	先の出願から 1 年 3 カ月（ <u>現行法では 1 年 4 カ月</u> ）経過後は、国内優先権の主張を取り下げることができないが、それまでは取り下げることができる（特 42 条 2 項）。

該当箇所	変更後
解答解説 P26 問 35 選択枝ウ	外国語書面出願の場合は、第一国出願日（特許出願P）から1年2カ月（現行法では1年4カ月）以内に翻訳文を提出する必要がある
解答解説 P26 問 36 審査基準改定により 参考を変更・追加	<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月30日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第IV部 第1章 4.1 ・平成27年10月1日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第V部 第1章 3.1.2
解答解説 P27 問 37 選択枝イ 審査基準改定により 参考を変更・追加	<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月30日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第IV部 第1章 4.3 (4) ・平成27年10月1日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第V部 第1章 3.2.2 (3)
解答解説 P37 問 3 3 最終行に本文追加	なお、特許電子図書館（IPDL）は特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に移行されましたが、検索結果に大きな違いはありません。
解答解説 P39 問 5 1 上から3～4行目	<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月30日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第III部 第III節 4 ・平成27年10月1日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第IV部 第4章

該当箇所	変更後
問題 P1 はじめに 上から4～5行目	特に日時の指定のない限り、 <u>2016年5月1日</u> 現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。 解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。